

獨協大学同窓会会則・改正案現行規定対照表

現 行	改 正 案
第 三 章 役員及び事務局	第 三 章 役員及び事務局
(役員)	(役員)
第 9 条 本会に次の役員を置く。	(同左)
(1) 会長 1 名	
(2) 副会長 若干名	
(3) 理事 10 名以内	
(4) 評議員 40 名以内	
(5) 支部代表者 各支部 1 名	
(6) 監事 3 名以内	
(7) 専門委員 若干名	
2 本会は、必要に応じて名誉会長・名誉顧問及び顧問を置くことができる	(同左)
(役員を選出)	(役員を選出)
第 10 条 評議員及び監事は、総会において会員のうちから選任する。	(同左)
2 評議員及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。	(同左)
3 会長は評議員会において互選する。	(同左)
4 会長は会員のうちから副会長及び理事を任命する。	4 会長は会員のうちから副会長及び理事を任命する。 <u>また、必要に応じて常勤の理事を専務理事として事務局内に置くことができる。</u>
5 支部代表者は各支部において選出し評議員会の承認を得るものとする。	(同左)
6 会長は必要に応じ支部代表の内から評議員に委嘱する。ただし、前条第 4 号の評議員の定数外とする。	(同左)
	附 則
	15 この改正規定は平成 20 年 11 月 22 日から施行する。

獨協大学同窓会奨学金規程・改正案現行規程対照表

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 獨協大学同窓会は、奨学金を支給することにより獨協大学に在学する学生の学業・研究を奨励し学業優秀でかつ社会に有為な人物を輩出することを目的として、獨協大学同窓会奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。</p> <p>(奨学金の支給方式)</p> <p>第2条 本規程に基づく奨学金は給付とし、返還を要しないものとする。</p> <p>(支給員数・対象学年)</p> <p>第3条 奨学金の支給対象者(以下「奨学生」という。)の員数は、外国語学部、経済学部及び法学部より各2名ずつ、合計6名とする。</p> <p>2 奨学生の募集対象学年は3年次とし、毎年度、外国語学部、経済学部及び法学部より各1名ずつを募集する。</p> <p>3 第13条の規定により奨学生資格を取り消された者があった場合に限り、次年度募集において4年次も募集対象学年とすることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>(同左)</p> <p>(奨学金の支給方式)</p> <p>(同左)</p> <p>(支給員数・対象学年)</p> <p>第3条 奨学金の支給対象者(以下「奨学生」という。)の員数は、<u>外国語学部と国際教養学部の2学部より2名</u>、経済学部及び法学部より各2名ずつ、合計6名とする。</p> <p>2 奨学生の募集対象学年は3年次とし、毎年度、<u>外国語学部と国際教養学部の2学部より1名</u>、経済学部及び法学部より各1名ずつを募集する。</p> <p>(同左)</p> <p>附 則</p> <p>6. この規程は、平成20年11月22日から施行する。</p>